

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案に対する代表質問

令和4年5月11日
立憲民主・社民 羽田次郎

立憲民主・社民の羽田次郎です。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

2020年12月27日の午後、各会派の皆様にお世話になった兄・羽田雄一郎が3日間の自宅療養ののち、民間のPCR検査を受けに行く途中で急逝いたしました。それから1年5カ月が経とうとしている、今なお、自宅療養死を含む、新型コロナを原因とする死者が絶えません。今年1月から3月末までの期間だけで、少なくとも555人が自宅療養で亡くなられたと厚生労働省は発表しています。無念の中、お亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

そうしたコロナ禍の不安が続く中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まっています。原油や原材料、穀物等の国際的な価格高騰に加え、為替は、20年ぶりの円安水準で、国民の暮らしや企業経営に悪影響が及んでいます。

我々、立憲民主党は、「生活安全保障」を掲げ、物価高と戦い、暮らしの危機、職場のピンチを乗り越えるための具体的な手立てを組み込んだ総額21兆円の経済対策を発表し、早期の補正予算成立を求めています。政府には、予備費を積み増すための小規模な補正予算ではなく、生活に寄り添った緊急経済対策を打ち出すべきだ、ということをご提案申し上げます。さらに、戦後77年間、先人たちが国是としてきた専守防衛・非核三原則を、国民的な議論を経ないまま、他国の危機に乗じて、かなぐり捨てるようなことは決してあってはなりません。

積極的な外交と、現実的な防衛力整備により、国の平和と国民の命を守り抜くのは、我々、立憲民主党であると明言し、本題の質疑に入ります。

昨年7月の静岡県熱海市における土石流災害により、死者27名、行方不明者1名、重傷者1名、住家被害98棟等の甚大な被害が発生いたしました。

地域住民の方々が、将来にわたり、安全に暮らせるようにするためには、災害防止策を十分に講ずる必要があり、逢初川の河川整備、砂防等のハード事業につきましても、速やかに進めていくことが不可欠と考えます。

ハード事業の推進に当たりましては、熱海市による復興まちづくり等の取組と十分に連携し、必要な事業が的確になされますよう、財政支援の強化を含め、今後とも適時適切な支援・対応を行っていただきたいと思いますが、国土交通大臣の力強いご答弁を求めます。

静岡県は、熱海の土石流災害の発生原因について、発災時点までの雨量が、逢初川源頭部

に既に盛土が形成されていたと推定される平成 23 年 1 月以降で最大となったことに加え、違法かつ不適切な工法により形成された盛土の崩落が被害の甚大化につながったと推測しており、静岡県を検証委員会において、土石流発生メカニズムの検証が行われています。

逢初川源頭部の盛土崩壊地では、現在もなお、約 2 万立方メートルの盛土が残されていて、下流に住む住民に被害を及ぼすことが懸念されています。出水期を間近に控える中、住民皆様の不安な気持ちはいかばかりかと、察するに余りあります。盛土の残存部分を早急に撤去するため、国としても主体的に関わり、必要な対応を進めていただきたいと考えますが、撤去に向けた取組の現状を含め、国土交通大臣のご答弁を求めます。

熱海の土石流災害を受け、昨年 8 月に全国で都道府県による盛土の総点検が開始され、今年 3 月末時点で、36,310 カ所、対象となったほぼ全ての盛土について目視等による点検が完了しています。4 項目の点検結果によれば、重複を除くと、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れのある盛土は 1,089 カ所と確認されました。

熱海のような惨事を二度と繰り返してはなりません。総点検で判明した、対策を要する盛土については、国においても、地方公共団体の取組を、財政的・技術的に力強く後押しする必要があると考えます。また、予算や体制が不十分であるため、速やかな対応を実施できない地方公共団体については、必要な対応を国が代行することも検討すべきではないでしょうか。以上について、国土交通大臣のご見解を伺います。

盛土による災害の防止のためには、本法律案により講じられる規制区域の早期指定が求められます。衆議院の審議でも一部議論されていましたが、いわゆる災害レッドゾーンや山地災害危険地区は、災害リスクが高いエリアであり、基本的に、盛土造成等を規制すべきエリアと考えられます。

私の地元、長野県でも、本年 1 月時点で 21,414 カ所が土砂災害特別警戒区域として指定されております。令和 3 年には、実際に 59 件の土砂災害が発生し、尊い命が失われてしまいました。県内で確認されている大規模盛土造成地は 495 カ所ございます。盛土の崩落により被害が激甚化するような事態は、何としても避けなければなりません。

まずは、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンや山地災害危険地区に関して、規制区域を速やかに指定することが重要と考えます。国土交通大臣のご見解を伺います。

その上で、規制区域の指定に先立って実施される基礎調査に当たっては、災害レッドゾーンや山地災害危険地区に係る既存のデータを活用することで、地方公共団体の負担の軽減等が図られると考えます。国において、既存のデータの具体的な活用方法を含む適切な対応方法を、ガイドライン等で示していく必要があるのではないのでしょうか。併せて国土交通大臣のご答弁を求めます。

盛土等に伴う災害発生防止の観点から、本法律が成立した場合、速やかな施行が求められますが、全面施行までに、地方公共団体・関係事業者への説明・周知や地方公共団体の体制整備を図る必要があります。

本法律案により講じられる措置を最前線で担うのは、都道府県・政令市・中核市です。都道府県等の執行体制を早期に確立するため、国においても、都道府県等の取組状況を把握し、必要な情報提供や助言を適宜行うなど、体制整備に向けたきめ細かな支援をお願いいたします。この点について、国土交通大臣の方針をご説明願います。

過去の盛土の崩落事例では、盛土箇所付近では法律や条例による土地利用規制がなされていたものの、これらに基づく改善命令等が発出された事案は限られており、行政指導のみの対応にとどまっていることが多いと聞きます。熱海の土石流災害の当該盛土に対する熱海市の対応においても、熱海市からは強制力のある命令は発出されなかったとされています。本法律案により講じられる改善命令が、必要な場合に的確に発出されるよう、国においては、発令の具体的かつ明確な判断基準等をガイドライン等で丁寧に示すことが重要と考えますが、国土交通大臣のご見解を伺います。

また、盛土の撤去に係る行政代執行については、地方公共団体においてその有効性が認識されているものの、訴訟リスクや、費用に多額の税金が充当されることなどから、実施へのハードルが高いとされております。

「盛土による災害の防止に関する検討会」の提言では、地方公共団体が実施する危険箇所対策等については、国から地方公共団体に対し、行政代執行を含む積極的対応を支援することが求められるとした上で、危険箇所対策は、行政代執行による手続を基本とし、事業に要した費用を行為者等に請求し、徴収に至った場合は、国からの支援に相当する費用を国庫に返還すべきとしています。また、令和3年10月の関東地方知事会議で決議された「国の施策及び予算に関する提案・要望」では、「土砂災害の防止に向けた法制度の整備」として、行政代執行を実施する地方公共団体の負担を軽減するための財政支援制度を創設することを求めています。

盛土等による災害の防止のため、地方公共団体において行政代執行が適時適切に実施されるよう、国によるガイドライン等の策定や、財政面等からの継続した支援が求められると考えますが、今後の具体的な対応について、国土交通大臣のご説明を求めます。

各種土地利用制度では、無許可で盛土等を行った場合や、都道府県知事等の命令に違反した場合の罰則が定められております。現行の宅地造成等規制法では、最大で懲役1年以下、罰金50万円以下であるのに対し、森林法では、懲役3年以下、罰金300万円以下、農地法では、懲役3年以下、罰金300万円以下、法人重科1億円以下となっているなど、各法令により罰則の内容が異なっております。また、都道府県等は、独自に盛土行為を規制する条例

を制定し、罰則を定めていますが、地方自治法上、条例による罰則は、懲役2年以下、罰金100万円以下とされ、抑止力として十分機能していないとも指摘されています。

こうした状況を踏まえて、本法律案において見直される罰則について、十分な実効性が確保されたものとなっているのか、具体的な見直しの考え方を含め、国土交通大臣のご見解を伺います。

政府は、本法律の施行後5年以内に、全ての都道府県・政令市・中核市で、規制区域を指定するとのKPIを掲げています。地方公共団体によっては、規制区域の指定に当たり必要となる知見やノウハウを十分に有していないところも存在するかと思います。こうした地方公共団体を含め、可能な限り早期に、そして、遅くとも施行後5年以内に、全ての都道府県等で規制区域の指定を完了させるべく、国においては、都道府県等による取組の状況を注視しつつ、適切な支援を適時講じていく姿勢で臨んでいただきたいと思いますと考えますが、国土交通大臣のご決意を伺います。

結びとなりますが、我々、立憲民主・社民といたしましても、盛土による災害を防止し、国民の生命・財産を守るため、今後も、政府へのチェック機能を十分に発揮し、状況の変化に応じた的確な対応が講じられるよう、全力で取り組んで参ることをお誓い申し上げ、私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。